

令和 2 年 1 月 21 日

富 山 市
日本海ガス絆ホールディングス株式会社

「SDGsの推進に関する富山市と日本海ガス絆ホールディングス株式会社との包括連携協定」の締結について

富山市（市長：森 雅志）と日本海ガス絆ホールディングス株式会社（本社：富山市、代表取締役社長：新田 八朗）は、本日、「SDGsの推進に関する包括連携協定」を締結いたしました。本協定は、SDGsの推進に向けて、富山市と日本海ガス絆ホールディングス株式会社が緊密な連携と協力により、地域の資源を有効に活用して協働することで、地域社会の持続的な発展に資することを目的に締結したものです。

【連携協力事項】

- （１）地域産業の振興に関すること
- （２）エネルギーの地産地消に関すること
- （３）強靱なエネルギーインフラ構築に関すること
- （４）持続可能な社会の構築に向けた普及啓発に関すること
- （５）その他、地域社会の持続的な発展を実現するための施策に関すること

今後は、連携協力事項に基づき、地域産業振興や脱炭素化を実現するための方策の検討、自立・分散型エネルギーインフラの公共施設などへの面的展開、SDGs普及啓発などの様々な施策で緊密な連携と協力を図り、地域社会の持続的な発展を目指してまいります。

（別紙資料）SDGsの推進に関する富山市と日本海ガス絆ホールディングス株式会社との包括連携協定書

【お問い合わせ】

富 山 市：環境部環境政策課（電話）076-443-2053
日本海ガス絆ホールディングス：総務人事部総務広報グループ（電話）076-433-1212
：4D推進室（電話）076-443-2630

SDGsの推進に関する富山市と日本海ガス絆ホールディングス株式会社
との包括連携協定書

富山市（以下「甲」という。）と日本海ガス絆ホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、SDGsを推進するため、次のとおり協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、SDGsの推進に向けて、甲と乙が相互の緊密な連携と協力により、地域の資源を有効に活用して協働することにより、地域社会の持続的な発展に資することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を実現するために、次の事項について連携し、協力する。

- （1） 地域産業の振興に関すること
- （2） エネルギーの地産地消に関すること
- （3） 強靱なエネルギーインフラ構築に関すること
- （4） 持続可能な社会の構築に向けた普及啓発に関すること
- （5） その他前条の目的を実現するための施策に関すること

（連携窓口）

第3条 前条の連携協力を円滑かつ効果的に進めるために、甲及び乙の双方に窓口を設置し、連携協力を進めるにあたり必要な連絡調整を行う。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1月前に、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、この協定の検討又は実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）を相手方の承諾なしに、第三者に開示又は提供等してはならない。なお、情報の開示又は提供等に当たっては、法令及び条例の定めるところによるものとする。

2 甲及び乙は、この協定が前条に定める有効期間の満了により効力を失った後も前項の秘密保持の義務を負う。

（協議）

第6条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲及び乙が協議し、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ1通を保有する。

令和2年1月21日

甲 富山市新桜町7番38号

富山市長

森 雅 志

乙 富山市城北町2番36号

日本海ガス絆ホールディングス株式会社

代表取締役社長

新 田 八 朗